

大分県高齢者福祉課

平成26年10月20日発行

O I T A かいごだより



●介護予防通所サービス事業所の事業所評価加算

介護予防通所サービス事業所については、事業所における効果的なサービスの提供を評価する観点から、介護報酬に「事業所評価加算」が設けられています。

【事業所評価加算の概要】

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う事業所について、評価対象となる期間（1月1日から12月31日までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の翌年度における当該事業所のサービス提供について、1月につき120単位を加算するものです。

【評価対象事業所】

事業所評価加算の算定について、申出（届出書の提出）を行った事業所

※事業所評価加算の申出は、一度申出を行えば、申出を「なし」に変更しない限り、毎年自動的に評価の対象となります。

※現在、平成27年度分の事業所評価加算に関する申出書類の提出を受け付けています（10月22日まで）。提出が必要な事業所は、至急提出をお願いします。

【加算算定要件】

- (1) 月平均の利用者数が運営規程の利用定員を超えていないこと。
- (2) 人員基準に定める従業者の員数を確保していること。
- (3) 選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を届け出ていること。
- (4) 選択的サービスを行っていること。
- (5) 評価対象期間における事業所の利用実人員数が10名以上であること。
- (6) 次の基準を満たすこと。

- ① $(\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}) \div (\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションをそれぞれ利用した者の数}) \geq 0.6$
- ② $(\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2) \div (\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数}) \geq 0.7$

【目次】

- 介護予防通所サービスの事業所評価加算
- 老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について
- ノロウイルス食中毒注意報の発令について
- 県下一斉情報伝達訓練について
- 平成26年度介護労働問題相談窓口『介護ウインド』を開設します！！
- センターまつり2014 & げんきフェア開催！！

(7) 事業所評価加算の申出を届け出ていること。

【評価結果の通知】

事業所評価加算に関する基準適合（非適合）の結果については、毎年2月頃通知（郵送）します。

※評価対象期間は前年の1月1日から12月31日ですが、11月以降に要支援認定の更新又は変更認定が行われた者については、翌年度の評価対象受給者となります。

●老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について

今般、有料老人ホームにおいて、厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル100）について、サリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が判明しました。

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助については、適正な管理が求められることから、下記事項について周知徹底をお願いします。

- 1 老人福祉施設等を利用しようとする者に対しては、医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等の説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行うこと。また、医師、歯科医師又は看護職員の配置がある場合には、使用している医薬品に関して確認された内容について当該職員等は把握のうえ必要な対応を行うこと。
- 2 利用者に対して老人福祉施設等の職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用方法等について、従業員に対し、改めて周知徹底すること。また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきであること。
- 3 医薬品の使用の介助に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日付け・医政発 0726005号）」や、また特別養護老人ホームについては平成24年度厚生労働省老人保健事業推進等補助金による「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」を参考にすること。特に、医薬品の取り違えについては、利用者の入れ替わりや職員の入替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認の徹底を行うこと。
- 4 老人福祉施設等において医薬品の誤使用が発生した際には、以下の対応を行うこと。
 - ①速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること
 - ②医薬品の誤使用が発生した原因を分析し、その再発を防止する観点から、当該老人福祉施設等の内部における情報の共有・注意喚起等必要な安全対策を講じること。

※居宅において医薬品の使用の介助を行う場合についても、上記の内容を参考に対応してください。

関係通知等の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】介護保険最新情報

<http://www.pref.oita.jp/site/144/saishinjyoho.html>

→ vol.398「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼）」

●ノロウイルス食中毒注意報の発令について

大分県では、冬季に多発するノロウイルスを原因とする食中毒を未然に防止するため、ノロウイルス食中毒注意報の発令基準を定めており、本年度も下記のとおりノロウイルス食中毒注意報発令期間が定められましたので、お知らせします。ついては、ノロウイルス食中毒の発生予防対策を徹底するようお願いいたします。

《ノロウイルス食中毒注意報発令期間》 平成26年10月1日～平成27年3月31日

※食中毒注意報発令については、県民安全・安心メールでお知らせしていますので、ご利用ください。（登録サイト：<http://www.bousai-oita.jp/>）

また、ノロウイルス食中毒発生時における迅速な原因調査の実施や被害の拡大防止を図るため、検食の保存を行うほか、施設利用（入所）者や職員に食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合には、最寄りの保健所や地域の医療機関等と連携を図るなど、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

※大分県生活環境部食品安全・衛生課では、食品衛生に関する情報提供、注意喚起を行うため、facebook ページを開設していますので、ご利用ください。

（URL：<https://www.facebook.com/oita.shokuhin>）

●県下一斉情報伝達訓練（サイレンの吹鳴）について

県では、市町村と連携して、11月5日の「津波防災の日」にあわせて、県民の防災意識の醸成と発災時の県民への的確な情報伝達体制の構築を目的として、県下一斉情報伝達訓練（サイレンの吹鳴）を実施しますので、お知らせします。

11月5日（水）の10時から、緊急地震速報の放送後、大津波警報等のサイレンを吹鳴します。なお、直近に全市（町村）一斉防災訓練を実施している場合等は、市町村の実情に応じて個別対応となります。また、気象・地震活動の状況等によっては中止することがあります。

次頁のホームページに、サイレン等の試聴やサイレンを聴いたときの心構えなどを掲載していますので、ご活用ください。（各市町村の実施内容についても確認できます。）

【ホームページ】11月5日に県下一斉情報伝達訓練（サイレンの吹鳴）を実施します！！
＜防災危機管理課＞

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13550/siren-johodentatsukunren.html>

●平成26年度介護労働問題相談窓口『介護ウインド』を開設します！！

介護労働安定センターでは、介護の日（11月11日）を中心とした福祉人材確保重点実施期間（11月4日～11月17日（土日は除く））において『介護ウインド』を開設します。

お気軽にお問い合わせください。専門的な相談については、同センターが委嘱する専門家が対応します。

【実施内容】

1 雇用管理に関する相談援助

[相談例]

- ・人事制度、賃金体系、就業規則、教育訓練、福利厚生、助成金制度など
- ・従業員のメンタルヘルス、腰痛予防に関する相談

2 介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

[相談例]

- ・従業員に対するキャリア形成の啓発
- ・事業者の研修計画やキャリアパスの作成など

※相談無料、専門家による相談は事前申込みが必要です。

《お問合せ・申込先》

（公財）介護労働安定センター大分支部

雇用管理担当：薬師寺・竹内 / 能力開発担当：高倉・三宮・生野

TEL 097-538-1481 FAX 097-538-1486

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/oita/>

●センターまつり2014&げんきフェア開催！！

平成26年11月2日（日）10時から、大分市明野の大分県社会福祉介護研修センターにて、「センターまつり2014&げんきフェア」を開催します。

入場は無料で、来場された方には先着800名様に限り、花苗をプレゼントします。皆様でお誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

【主な催し】

- 会話ができるロボット達と触れあえる「福祉用具・介護ロボットの体験型展示会」
- 高尾山の自然を満喫しながらの「健康ノルディック・ウォーク教室」

- 子ども達に大人気の映画を上映！「**子どものための上映会**」
 - 一等は“新発売ニンテンドー3DS LL”が当たる「**お楽しみ抽選会**」
 - 介護食コンテストで最優秀賞を受賞した介護食の調理を実演する「**介護食コンテスト調理実演**」
 - センターまつりと同日開催！「**第4回公開介護教室**」
- など、楽しい内容が盛りだくさんです。大分県のゆるキャラたちも集まります。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】センターまつり2014&げんきフェア開催！！<大分県社会福祉介護研修センター>

<http://www.okk.or.jp/wp/?p=4912>

《お問合せ先》

大分県社会福祉介護研修センター

TEL 097-552-6888 FAX 097-552-6868